

国民生活センターによりますと、「懸賞金が当たった」という内容のメールが携帯電話に届き、受け取るための手続きを進めるうちに逆に金をだまし取られる被害が急増しています。

2006年から被害が目立

ち始め、07年度中、少なくとも300件の被害が全国の消費生活センターに寄せられたそうです。

被害額の多くは、数万円単位ですが、愛媛県の20歳代女性は「1

## 「懸賞金当選」メール

000万円の懸賞金が当たった。受け取りますか」とのメールが届き、身に覚えがなかったが、「受け取る」と返信したところ、手続きには電子マネーが必要と言われ、指示さ

れるまま数回に分けて計約300万円をだまし取られたそうです。同センターは「消費者心理につけこんだ巧妙な手口。絶対にお金を払わないで」と呼び掛けています。

防犯一口メモ